

著作権法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、(1)著作物の利用形態の多様化等が進む一方、(2)著作物の違法利用・違法流通が常態化している中、以下のとおり規定を整備。

(1)の観点から、著作物等の利用を円滑化するため、いわゆる「写り込み」等に係る規定等を整備。

(2)の観点から、著作権等の実効性確保のため、技術的保護手段に係る規定を整備。

改正の概要

1. 著作権等の制限規定の改正（著作物の利用の円滑化）

①いわゆる「写り込み」(付随対象著作物としての利用)等に係る規定の整備

下記の著作物の一定の利用行為につき、著作権等の侵害にならないとする規定を整備。

- 写真の撮影、録音又は録画の方法によって著作物を創作する場合に、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物(付随対象著作物)を当該創作に伴って複製又は翻案すること。
当該複製又は翻案された付随対象著作物を、写真の撮影等により創作された著作物の利用に伴って利用すること。
- 許諾を得て又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者が、利用に係る検討の過程において、必要と認められる限度で、著作物を利用すること。
- 録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度において当該著作物を利用すること。
- 情報通信技術を利用する方法により情報を提供する場合であって、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときに、必要と認められる限度で、記録媒体への記録又は翻案を行うこと。

② 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備

国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとするとともに、図書館等は、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができることとする。

③ 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備

国立公文書館の長等は、公文書等の管理に関する法律等の規定により、著作物等を公衆に提供すること等を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を利用できることとする。

2. 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備（著作権等の保護の強化）

現行法上、著作権等の技術的保護手段の対象となっている保護技術(VHSなどに用いられている「信号付加方式」の技術。)に加え、新たに、暗号型技術(DVDなどに用いられている技術)についても技術的保護手段として位置づけ、その回避を規制するための規定を整備。

施行期日：平成25年1月1日(技術的保護手段に係る規定等については平成24年10月1日)